

パートナーシップ宣誓証明書交付式の開催等について

千葉市では、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、本日、「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行しましたので、お知らせします。

併せて、パートナーシップ宣誓証明書交付式を実施しましたので、お知らせします。

1 宣誓証明書交付式

(1) 日 時

平成31年1月29日（火）10：30から

(2) 場 所

市役所3階 市長応接室

(3) 内 容

ア 市長あいさつ

イ 宣誓者によるパートナーシップ宣誓

ウ パートナーシップ宣誓証明書及び同カードの交付

エ 市長と宣誓者の意見交換

(4) 参加者

6組(12名)

2 今後の予定

(1) パートナーシップ宣誓及びパートナーシップ宣誓証明書交付申請について

市男女共同参画課にて受付（要事前予約）

(2) パートナーシップ宣誓証明書の利用について

市の制度について、次の施策で利用できます。

- ・市営住宅の申込（次回の申込（4月）から）
- ・市営霊園の申込（次回の申込（5月頃）から）
- ・市立病院での利用（患者本人の意識が無い場合の面会（看取りを含む）等）（1月29日（火）から）

今後も、証明書を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、証明書の利用等について、周知啓発を進めて行く予定です。

パートナーシップ宣誓制度連絡先 男女共同参画課

TEL：043-245-5060 Eメール：danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

FAX：043-245-5539